



保保発第0327002号  
保国発第0327002号  
平成21年3月27日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保 険 課 長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

#### 離職者の医療保険の適用等に係る留意事項について

現在、景気が下降局面にある中で、雇用失業情勢が厳しい状況にあることを踏まえ、離職者の医療保険の適用等に関し特に留意が必要な事項について、下記のとおりとりまとめたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

#### 記

##### 1 健康保険等における留意点について

###### (1) 任意継続被保険者制度の周知について

離職のため被用者保険の被保険者の資格を喪失した者であって、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者であったものは、保険者に申し出ることにより継続して当該保険者の被保険者となることができるが、資格喪失手続等の際、この制度について積極的な周知に努めること。

###### (2) 国民健康保険の加入手続の周知について

離職者が、離職後引き続き被用者保険の被保険者等とならない場合は一般的に国民健康保険の被保険者となり、加入の届出が必要となるが、当該離職者において国民健康保険への加入の届出が速やかかつ確実に行われるよう、資格喪失手続等の際、積極的な周知に努めること。また、資格喪失に当たっては、必要に応じて、資格喪失証明書の交付を適切に行うこと。

## 2 国民健康保険における留意点について

### (1) 離職者に係る適正な適用の徹底について

離職後引き続き被用者保険の被保険者等とならない場合は一般的に国民健康保険の被保険者となり、加入の届出が必要となることから、早期の届出について積極的に広報するとともに、市町村民税の賦課情報等を活用し未届出者の把握と届出の勧奨に努めること。

### (2) 保険料について

非自発的な離職等に伴い国民健康保険の被保険者となった者については、離職により収入が激減し、前年所得を基準とした保険料（税）が過重な負担となる場合も想定されるが、相談によりこのような事情が判明した場合は、被保険者の状況を総合的に勘案した上で、必要に応じて、保険料の分割納付や徴収猶予、減免を行うなど適切な配慮を行うこと。